

第4回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第6号議案「公民館に指定管理者制度を導入することについて」を議題とします。提案説明を求めます。

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 私からいくつか質問をさせていただきます。

最初に、資料の14ページですが、私たちの言う市民センターは複合施設であり、芦屋川に面した部分が市民会館、道路を隔てて東側にある部分が公民館、そしてその1階部分の老人福祉会館の3つからなります。市民会館と公民館に関しては教育委員会が管理をし、老人福祉会館は市長部局で管理をしております。

ここで確認ですが、14ページの3番に「市民センターの業務」と書いてありますが、これは「市民会館の業務」ではないですか。

公 民 館 長) 用語のことになりますが、市役所で行っている事務事業のカテゴリー分けでは「市民センター」になっており、それに合わせさせていただいております。

教 育 長) 括弧の中に「元々、市長の権限に属する事務だが、教育委員会の事務の委任を受けている」とありますが、これは市民会館

のことではないのですか。

公 民 館 長) 建物的にはそのとおり市民会館ですが、事務事業評価の事務の観点では市民センターの事務と公民館の事務という分け方をしていますので、このような使い方になってしまいます。

教 育 長) 公民館は事務委任を受けているわけではなく、そもそも教育委員会の施設だと言いたかったわけで、「市民センター」と言ってしまうと、市民会館、公民館、老人福祉会館も含まれてしまいますが、教育委員会は老人福祉会館まで事務委任を受けているわけではないということですね。

公 民 館 長) 教育長のおっしゃるとおりで、市民会館の事務委任を受けているということです。

教 育 長) そこだけを訂正するほうがいいのではないですか。

社会教育部長) 彼の肩書は市民センター長と公民館長です。今のお話では、「市民センター長」といったら「公民館長」も含まれるということになるのですが、市民センター長であり、公民館長であるということで、事務の分け方としては合っています。建物的には複合施設です。

公 民 館 長) 言葉の使い方が2つあるということは事実です。

社会教育部長) 狭義と広義のような言い方ですね。

公 民 館 長) 「市民センター」と言った場合に市民会館を指す意味で使う場合があるので、少しわかりづらい説明になってしまいますが、教育長のおっしゃるとおりです。

教 育 長) 老人福祉会館は別物だということですね。

社会教育部長) はい。

教 育 長) わかりました。

平成23年までは全て直営ですが、直営の中でも事業ごとには委託に出していた部分があります。

芦屋市の職員がコーディネートして契約を結んで実施していた事業と、事業自体を委託先にお願いして実施していただく2つの事業があります。

また、窓口業務など直営の部分も一部残っているのですね。

社会教育部長) それに加えて、23年度以前の直営時代は、事業の部分について企画は職員が行った上で事務所にお願いする形で、そこから先は委託でした。24年度以降は企画も含め、これまで行ってきたことをもとに最低これを行ってくださいということを含めた仕様書をもとに、15以上の企画の提案を条件に、企画も含めて委託をお願いしました。

直営で企画していたものも含めて、全ての事業を委託する形になります。

教 育 長) 業務委託をすることで注目されるのは、市民の皆さんに対する質が劣化していないかということと、費用の面の2つになります。

予算を見るときに、単純に23年度と26年度を比べて総費用が上がっている、下がっているということではなく、総合的に見ていただきたいと思います。まずは人件費の面で、そもそも直営のときにいた人がどうなったのかについて、もう一度説明していただけますか。

公 民 館 長) 23年度から26年度の状況の変化については、まず、23年度は消費税が5%の時代で、26年度は消費税が8%であるということが根本的に違います。

表で言うと、27ページの資料4-1の61行目あたりをご覧いただきたいと思います。（臨時）と書いてある部分がありますが、ここは主に工事費です。

28ページの48行目については、施設の物が壊れて補修をすれば費用は増えるということです。

星がついている部分につきましては、見比べていただくとわかるような形にしております、27ページの57行目にホール委託事業があり、大体1,170万円です。その分は28ページの46行目のルナ・ホール事業にかわるもので1,350万円で、それに対する収入が、27ページでは550万円、それに当たる28ページの場合は518万円になります。

特に公民館講座事業については直営時代、正規職員や再雇用嘱託職員が講座の企画をしたり、芦屋川カレッジの運営をしておりましたので、この下のほうに書いてある人数で実施しております。

平成24年度以降は、人件費も含めて委託業者が現場に職員を配置していますので、先程申し上げた金額で実施しています。その分の市側の職員数が必要ありませんので人件費が減っているということです。

社会教育部長)

職員の人件費は教職員課が持っていますので、ここのデータには出ていないのですが、それを含めた委託料にしていますので、28ページには、人件費を含めた金額が既に盛り込まれていることとなります。

その詳細は33ページのA4の表なのですが、こちらの表の下から4行目の中計で、23年度、市直営のときは8名ですが、

24年度には3名、25年度から27年度では4名になっております。この中計の上のあたりのものは公民館事業も含めて全て業務を行っていましたので、委託することで4名削減できていることとなります。臨時的任用職員や図書室臨時的任用職員というのは、受付など図書室での業務ですので多少増減はありますが、事業には直接関係がない部分ですので、そのような形になっております。

教 育 長) 私からいくつかお聞きしましたが、各委員の皆さんよりご質問をお願いしたいと思います。

小 石 委 員) 直営と業務委託に関して、業務委託でも見かけも来ている人の数もあまり遜色がないことや、配置の人数も大体わかりました。6月の市議会でも、業務委託に関しては評価されたはずですね。業務委託で、それなりにきちんとした効果が出ているということでした。

我々が今後考えていくテーマは、今度指定管理にするときに、それがどうなるかということであろうと思います。そのあたりはどうなのですか。

公 民 館 長) その点について、公民館運営審議会でご議論いただきまして、今日お配りしている資料のとおり、指定管理者制度導入ではなく、業務委託による運営を続けることが望ましいとなっております。

小 石 委 員) 指定管理ではなく業務委託がいいとなった理由が幾つかあると思うのですが、最も重要なポイントになったのはどのあたりですか。

教 育 長) 今の状態がいいから業務委託がいいということですが、指定

管理に変わることよってのデメリットと申しますか、不安感等を小石委員はお聞きになりたいと理解してよろしいですか。

小石委員) そうですね。

公民館長) 今回の業務委託による運営については一定評価をいただいたということです。

それをさらに変えることへの不安感が一番あったと思います。指定管理者制度については、いい意味での丸投げの制度ですので、そこに抵抗があったのではないかと思います。そこは記録を詳細に見ないといけないところもあるのですが、簡単に言いますとそういう形です。

社会教育部長) たしか、最終の決断をされる際に、委員さんからは、業務委託に本来は余り賛成ではなかったが、ここ数年で確認できたところによると、業務委託としては満足しており、何かあったときにはすぐそばに市がいて、市の職員に対してこういうふうにしてもらいたいということや、こういうことはどうなっているのかということがそこで是正され、利用者と市の職員と委託者というトライアングルの関係が非常にいいというご意見もあったかと思えます。指定管理になってしまうと、利用者や市の意見がなかなか届かないのではないかという不安のお声があったように記憶しています。

小石委員) 今までここに携わってこられた芦屋市の職員の方は、生きがいを持って、このようなものを行ってみようということで実施してこられて、直営の場合はもちろんそれを全てに反映しますが、業務委託の場合もある程度それは反映できますよね。実際に担当されて、今度指定管理となったときに、この一番重要

なモチベーションと申しますか、そのあたりのところはどのようにになりますか。

社会教育部長) 現場でもはっきり申し上げることは非常に難しいと思っています。無責任な言い方になりますが、受けてもらえるところによるという、そこが大きなポイントになっているのではないかと思います。

資料の29ページに他市の公民館の状況が載っており、上から3つ目の、3という表が公民館の管理者の実態ということで、約1180あるうち指定管理者制度を導入できているのは98です。

次に4の表ですが、指定管理者制度を導入している98のうち、民間事業者は、15事業者です。一番上の法人と申しますのは、一般の財団や行政法人などになると思うのですが、地元団体が50、NPO、その他となっています。

芦屋市にも文化振興財団はありましたが、そういうところをどこの自治体も持っていて、そこへ委託をしていたものを、この指定管理者制度ができたときに、そのまま指定管理者に移行するやり方のところが指定管理を採用しているところではほとんどで、あとは地元の団体や市民団体、NPOにお任せしています。民間事業者のところへプロポーザルなど、そういう形で公募してやっておられるのは、そのうちの15です。ですから、これで言いますと1,200近くあるうちの15ぐらいを民間事業者がとっているのが現状です。指定管理者制度が平成15年あたりからできて、自治体はいろいろな業務を指定管理者制度の導入をしていきましたが、公民館等が進まない事情は、

やはりそのあたりにあるのではないかと考えます。

芦屋市におきましても、当日配付資料の平成26年度指定管理者一覧をごらんいただきますと、今も変わっていませんが、17の指定管理者制度を導入しています。実際には集会所などはもっとあるため、量としてはもう少し多いのですが、一番早いもので、地区集会所や、聖苑では、平成17年から既に採用しております。

1番から4番と7、8番についての6つを社会教育部でも今実際に指定管理をしておりまして、一番早いものでは平成18年から実施をしていて、何度か更新もしています。業務が進み出しているものもあるのですが、その中でも公民館等が全国的に進まない事情というのは、実施してみて、質が担保されるのかというところが、様々な文献を読んでもそこが一番言われているところであり、そのような不安があります。近くの宝塚市や箕面市でも一旦公民館運営審議会で審議されていますが、やはりそういった不安から公民館等に一足飛びに導入するのはどうかというご意見になっていて、悩んだ末に、今は導入しないという形をとっているという実態があります。

浅井委員) 業務委託でお任せするのは原則1年ということですか。

公民館長) 自治法上は、予算の関係で1年になります。

浅井委員) 河内事務所以外にも名乗りを上げているところがあるのでしょうか。

公民館長) 以前、報告するときに申し上げたのですが、委託はどこの業者に対してもお願いできるということではありません。市の契約担当課が選んでリストをつくり、そのリストの中から講座

事業やルナ・ホール事業を実施できるような業者を選ぶこととなります。

選定は市民センターが行います。事業規模によって5社を選ぶ、3社選ぶ、7社選ぶという基準があるのですが、5社を選びます。プロポーザルですので、選んだ5社に対して、事業に参加しませんかというお手紙を出します。そして、返ってきたのが5社のうち河内厚郎事務所1社でした。だからといって河内厚郎事務所に決まりではなく、そこから、事業をこの金額で実施しますという書類を出していただき、説明を受けて、河内厚郎事務所と契約するという形です。5社に対して来ませんかという声はかけるのですが、返ってくるのは1社です。

浅井委員) 5社を選ぶリストはセンターでつくるとのことですね。

公民館長) 大きなリストがあり、建設系の業者などは全く選べず、物品納入業者もまじっていますので、その中から選ぶのは市民センターです。

社会教育部長) 各市どこもそうですが、委託事業等を契約する場合は競争入札の参加資格の登録をしなければいけないという決まりがあります。それが2年に一度あるのですが、その登録業者の中から選ばなければいけないことになっています。

指定管理の場合にはその規制がありません。どこでも来てくださいということですが、そのかわり、膨大な資料をもらって審査をします。

業者登録するときにはそういう資料をあらかじめもらっていて、そこに登録した業者ができるという業務を契約課が全て洗い出してリストを作成しております。それを職員が確認して

表をつくり、その中からできるのではないかというところを機械的に抽出してリストをつくっていくということになります。

そういう意味合いで言いますと、例えばこの業務に最適な業務を選ぶことは非常に難しい条件になってきます。はっきり言いますと、河内事務所のようなところの登録はなかなかないと思います。中には、例えば舞台設定をされる業者が、企画もできると書いてあるのでリストに入れるのですが、実際にお声かけすると辞退されているということもあり、的外れな抽出ではないのですが、すぐ簡単にできるのか、やってみたことがある程度の経験値で書いていらっしゃるのか、その深さはリストだけではわかりません。できると言ったところを全部出してきている中でお声かけするのですが、応じてもらえるところは少ないのです。ですから、委員がご指摘になられたように、1年きりの業務委託の中で限られたところからしか抽出できない点は、業務委託していく中で課題のある部分だと思います。

小石委員) この契約は、市はこれだけのお金を出しますという形なのか、それとも必要な経費は市が出し、手数料を上乗せする形なのか、契約はどのような形になるのですか。

公民館長) 委託の契約のことをお聞きということでよろしいでしょうか。

例えば落語会を2回しますという企画書と見積書が提出され、この企画を行うにはこの見積もり金額ですという形で丸ごと委託提案があります。

小石委員) こういう中身でということで、それは市が出すのですか。

公民館長) 市の一般的な契約、業者選定は、金額によって決めます。

例えば電球を変えるという仕様書をつくって、これをやりませんかという形で見積金額をもらいます。そうすると幾らと見積もりが複数の業者から来て、一番安いところで頼むのが一般的なパターンです。

先ほど言ったプロポーザル方式では、価格だけではなく、企画の内容も含めて検討させていただいております。市からはこのような企画を行ってもらえませんかという指示書が出されます。公民館事業ですから、その中には人権に配慮した事業、子どもに関する事業、音楽会を行ってほしいなどの指示書を業者が見て、市が求めているのはこういうことかと想像して企画書と見積書を出すこととなります。

本当は複数社から出たらいいのですが、今回の場合は1社しか出てきませんでした。

年間の契約金額が例えば2,900万円でこの仕事をやりますということで委託契約を結びます。

社会教育部長) 集客できるものが望ましいのですが、業務委託の場合は、事業にかかる経費は全額市が出しますが、収益の部分は市がいただきますので、入らなくても困らないのですが、指定管理の場合は利用料金収入を指定管理者が徴収できることになっていますので、本来はそれで全てを賄っていただきたいのですが、賄い切れないような事業の場合で、市側も経営が難しいと思う場合には各課の事業のベースでかんがみて、調整した金額の指定管理料をそこに市が上乘せし、あとは利用収入と合わせて経営していただくのが指定管理になっております。

小石委員) 今のお話で大体わかりましたが、指定管理の場合も中身に

ついて、市からこのようなことという提案は、当然出されますね。

浅井委員) プレゼンを受け、指定管理者を選定するときに非常に難しいと思うのですが、そこで質疑をきちんと行い、実際に任せられるのかどうかを見きわめる視点といいますか、それで二の足を踏むことが多いと思うのですが、その辺りが大変難しいだろうと思います。

指定管理は3年から長くても5年ぐらいのサイクルでまた見直しがあると思うのですが、こうした仕組みの場合、実際に舞台に携わる照明・音響などのスタッフが育ちにくいという難点があると思います。長期にわたっての雇用がある程度保証されなければ、こういった専門職の後進を育てるということは大変難しいのです。

公民館運営審議会の委員の皆さんも業務委託がうまくいっているということは評価されていると思うのですが、そこから指定管理というと、また大きな違いがありますので、芦屋の文化をどのように推し進めてゆきたいか、という目線で、慎重に考えていかなければならないと思います。

資料の24ページですが、23年度と26年度では収入額が800万円ほど上がっていると思います。利用の人数も少しずつは上がっているということで、何が功を奏したと考えていらっしゃいますか。その辺りを少しお聞かせいただきたいです。

公民館長) 細かいところですが、駐車場収入のところ、駐車場を24時間貸しているということで収入が上がっています。ただ、管理のための歳出も増えていますので、単純な比較はできず、

利益が出たということではありません。

会館の部屋の稼働率では、平成23年のところにも少し書いてあるのですが、以前に改修工事をかけておりまして、6月から貸し出し開始になっています。ですので、離れてしまった利用者が少し戻ってきているのかなというところですよ。

あとは、市民センターという建物の中でいろいろな公民館活動や、芦屋川カレッジの活動等もやっておりまして、そこでグループができ、グループの方が市民センターを引き続きご利用いただいて、少しずつ利用が定着してきたのではという分析をしております。特別に何かビラを配って利用促進を図るところまでは行っていませんが、地道な努力によって増えてきたと思っています。

浅井委員) 内容的に、従来とあまりかけ離れたものにならないようにとおっしゃっていたということですが、いいものは続けていくし、また新しく違った目線や観点で始めたいものも導入していくということは感じています。その辺りの講座の内容、そのほかでよく変わっていった点というのは、どういうところでしょうか。

公民館長) 一言では言いにくいのですが、平成23年と24年の間は変えておりません。23年は公民館事業を直営で行っており、24年度は公民館事業が委託になりましたので、直営の人間から委託の人間に変わっている中、同じもの、成果を求めています。ですので、民間事業者として、例えば24年度に一緒に料理をつくって婚活をするということも実は行ったのですが、いろいろな事情がありまして、25年度、26年度は実施しま

せんでした。

提案はいろいろあり、従来から行っていたのかもしれませんが、公民館から少し外に出て街角ウォッチングをしたりということ最近、割とよく行っています。

浅井委員) 身近に感じられますね。

公民館長) 芦屋のことを知っていただけるような事業ですね。芦屋を知れば好きになりますので、そういう観点での事業提案の中からはいいところを採用する形になります。

浅井委員) 業務委託にしる、行政改革で大きく経費削減することも目的の1つだと思います。いろいろトータルで出していただき、人件費が8人から4人になったということで、それも加味すると、実際は減っているのでしょうか。

公民館長) 人件費は減っています。

浅井委員) 人件費は減っていますが、いろいろな歳出などで、トータルでどうなのかと思ひまして。

公民館長) 先ほど少し申し上げましたように、工事をすると、すぐに歳出が増えてしまいますので、純粋に単純比較はできないのですが、ベースとなる必要最小限度の費用は減っているはずで、人件費をベースに減っています。

ほかの歳出費目と申し上げたのですが、純粋に、給料ベースで言いますと、給与費と職員手当費、共済費などがあるのですが、社会教育部が37人で2億8,000万円ほどです。1人減らすとおよそ700万円から800万円減りますので、その程度の金額は減っているはずで、退職手当は含んでおりません。

社会教育部長) 単純に比較はできないのですが、この長い表の中の太い線から右手にある歳入の、一般財源は上段にも下段の太字で表示してあるのですが、これを両方足しますと、4-1の表で、大体で6,300万円ぐらいです。4-2の表で、大体6,600万円ぐらいとしましたら、市民センターの場合、ほとんどの歳出費用は固定的です。工事が若干違うのですが、太線の上のあたりに(臨時)と並んでいるのが工事なのですが、これを2つの表で見比べますと大体300万円ぐらいの差があると思います。4-1のほうが300万円、4-2が610万円。先ほどの一般財源の合計からしても、300万円ぐらいは4-2の表のほうが多いです。ということは、先ほど説明した中で、消費税が変わっていることと人件費のほとんどが委託料の中に既に含まれてしまっているのに、この2つの表で歳出と歳入がほとんど変わらないことを考えると、人件費の部分と消費税の部分の費用は減っているのではないかと言えらると思います。

浅井委員) はい、わかりました。

管理部長) 指定管理の導入の考え方で、経費削減ももちろんありますが、もう一つ、民間活力の導入、民間の柔軟な発想でもって運営をしていただけるという部分があります。市が直営でやりますとどうしてもいろいろな制約があります。例えば先ほど、登録業者の説明をさせていただいたと思いますが、市が委託をする場合は、登録業者の中から選ばないといけません、民間であれば、そういった制約がなく、この費用の中で様々な形でできますので、自由度はかなり広がります。そのあたりでももっと経費が縮減される場合も当然出てきますし、先ほど浅井委員

がおっしゃった照明などにつきましても、今、市が直営している特定のところに縛られてしまうということになりますが、指定管理でやることによって、それがもっと違う形で、いいように活用される場合もあります。ただ、いいように活用される場合もあるし、そうでない場合もあるというところで、公民館運営審議会では不安視されたのではないかと思います。

指定管理のやり方として、26年度の指定管理者一覧の維持管理経費の負担方法という欄で、利用料金と指定管理料という形があります。例えば、自転車駐車場は利用料金のみとなっています。これは駐車料を取り、その料金で全てを賄うという形ですが、指定管理料は収益以外に市でもお支払いする部分があり、その両方でもって運営をしていただく形になります。いわゆる収益業務的な事業でしたら、収益で全て賄うという形になりますが、例えば公民館事業のように、必ずしも収益を図るのではない事業については、指定管理料という形でお支払いすることができますので、そのトータルの中で運営をしていただくことになります。結局受ける業者側としては、どこで利益を図り、その分をどこではき出すのかをトータルでもって提案をしてくるとお思いますので、そのあたりは一概にどちらとも言えないという部分があります。いろいろな自治体も、二の足を踏んでいるのではないかと思います。

もちろん、中にはうまくいっているところもあると思いますが、非常に難しい部分ではあるかと思っております。

社会教育部長) 社会教育部でも専門性が高い谷崎潤一郎記念館であっても、非常にいい運営をしていただいていると思いますし、必ずしも

指定管理が悪いというわけではないと思います。どちらも非常にリスクはあるなと思っております。

小石委員) 指定管理が悪いとは思いませんが、1つ気になったのは、29ページの資料で、公民館を指定管理している民間事業者が15ありますが、この民間事業者は、もともとどのようなことを行っている会社ですか。

社会教育部長) 詳しくは存じ上げませんが、明石市の市民文化ホールで、公民館の部分ではないのですが、市民文化センターといいますか、そのところはN T T関係のところですね。

公民館長) 共立・N T Tファシリティーズですね。

共同事業体といいますか、ビル管理の会社か、あるいは事業をやるような会社が民間事業者として入ってくるのではないかと思います。

小石委員) 一緒になったりしていくのでしょうか。

社会教育部長) そうですね。ほとんどは一緒になることのほうが多いです。専門性で言うと事業ができるというところと、清掃や警備などの管理業務ができるところなどが共同事業体で組んだり、どちらが代表になるかによっても雰囲気は変わってくると思います。

小石委員) 指定管理でこういうことをやるのはまだ日が浅いですよね。営利企業として成り立つということがわかり、少し時間がたってノウハウがどんどん積み上がっていけば、中身もかなり充実してくるし、あるいはそこに合わせるような企画を柔軟につくられるようなものがこれから多分どんどん出てくるのではないのでしょうか。そういう意味で言うと、先程二の足という話もありましたが、そういうところのノウハウがまだ不透明なのかも

る不安で具体的にこうだめなのだとするところまでは論じていらっしやらないと思います。

そういうことをかんがみると、教育委員会として、市のもともとの方針である民間活力を導入し、いろいろなアイデアをもらい、そしてすばらしいものにしていくことと同時に、それに付随してお金の面でも少しでもうまくいけばいいということに対する進め方は、委託することによって一歩進んだと思います。全て市がやらなければならないという発想から少し脱却してもいいのではないかと論じられると思います。

今日は指定管理の採否をとることをしませんが、その方向性は、当然市民に対するサービスの向上や、費用対効果である費用の面との両面をにらみながら、公民館運営審議会の皆さんに安心していただけるものを市として説明し、提示していく必要があると思います。

教育委員会としては、民間活力を導入していく、また知恵を借りていく、さらに模索していく必要があることは一致してもいいのではないかと思います。事務局においても、委員の皆さんにも参加していただくなり、材料を提供するなり、またそのよさをさらに説明していく中で、いいものを模索し、進めていけるところは進めていくことが大事ではないでしょうか。事務局は何か意見はありますか。

社会教育部長) 方向性としましては、今までやってきた民間活力の導入も1つであって、まだもう少しそういうものを模索しながら、いいものをさらに見ていけばいいのではないかとということによろしいでしょうか。

教 育 長) 委員の皆さん、それでよろしいですか。

〈異議なしの声〉

管 理 部 長) 指定管理というのは、公の施設の管理運営を指定管理者にやらせるということですので、そこは公の施設の管理運営ですから、全ての事業を含むかどうかというのは一概には言えませんので、その辺りも含めて、今後考えていってもいいのではないのでしょうか。

小 石 委 員) 市がどれぐらいきちんと責任が持てるかという問題ですよ
ね。

管 理 部 長) はい。どういう形で指定管理をさせるのかは考えていって
もいい事柄ではないのかと思います。

浅 井 委 員) 近隣の市、西宮のアミティホール、フレンテホール、プレ
ラホール、川西のみつなかホール、そのあたりはほとんど指定
管理と聞いているのですが、それでしたら部長がおっしゃるよ
うな芦屋市の考える指定管理ではないのかもしれませんがね。

社会教育部長) 指定管理者がどこになっているかということと、先ほど言
いました財団系のところでそのまま指定管理というのは結構あ
ります。そこと事業が絡んでいるかどうかですよ。

浅 井 委 員) はい。市民会館と公民館と複合施設であるということで、
芦屋市としては少し違う特徴があるのかなと思います。

小 石 委 員) ソフト面がかなり重要ですからね。

管 理 部 長) 教育委員会として、公民館事業そのものをどうするのかと、
公の施設としての市民センターをどうするのがあるのではない
のでしょうか。全部含めるかどうかは、今後考えていってもい
い内容ではないかと思います。

教 育 長) ハード面管理とソフト面の運営をどう絡み合わせるかではないでしょうか。

小 石 委 員) プールなどの大きな工事は市が行うとなっており、小さい工事は指定管理者に任せるとなっていますね。いろいろなやり方があるから、柔軟に考えていけるかどうかですね。質を落とさずに、あるいはもっとよくなるようなものができるかどうかの可能性を、ぜひ前向きに検討していただきたいですね。

社会教育部長) もう少し研究していくということでしょうか。

教 育 長) そうですね。全てを否定するとか、全てをオールオーケーにするのではなく、ハード面、ソフト面の両面を絡めた関係での方向性をさらに模索していくということによろしいですか。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、これより採決いたします。本案は、公民館に指定管理者制度を導入することについて、教育委員会として民間活力を導入していく、また知恵を借りていくことをさらに模索していく必要があるという方向性を確認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は以上のとおり確認しました。

〈第6号議案採決。結果、上記の事項を確認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。次に、専決報告第14号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」ですが、これは次の専決報告第15号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱につい

て」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますが、
がご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、専決報告第14号と専決報告第15号を
一括して審議します。

続いて、日程第2の審議に入ります。

専決報告第14号と専決報告第15号の提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって専決報告第14号と専決報告
第15号は承認されました。

〈第14号議案、第15号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言